

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和8年8月6日

支出負担行為担当官

秋田地方法務局長 神谷 一秀

下記のとおりオープンカウンター方式による見積合わせに付します。

記

1 電子調達システムの利用

本調達は、「電子調達システム」(<https://www.p-portal.go.jp/>) を利用した見積書の提出及び開札手続により実施するものとする。

ただし、「紙」による見積書の提出も可とする。

2 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

(1) 件 名 等 令和8年度仙台北法務局管内法務局・地方法務局（6局）各種
休暇簿供給契約（総枚数4,900枚）

(2) 納入期限 令和8年11月30日（月）

(3) 納入場所 交付する仕様書のとおり

(4) 仕 様 等 交付する仕様書のとおり

3 オープンカウンター方式による見積合わせに参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8・9年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の製造」又は「物品の販売」においてA、B、C又はDの等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有すること。

(4) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

オ 役員等暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力的な要求行為を行う者

キ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ク 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

ケ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

コ その他前各号に準ずる行為を行う者

4 契約条項を示す場所及び問合せ先

秋田市山王七丁目1番3号 秋田合同庁舎

秋田地方法務局会計課用度係

電話：018-862-1436（担当：吉田）

FAX：018-888-1387

電子メール：kaikei_akita_moj_bal@moj.go.jp

5 オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領、仕様書の交付期限及び交付場所

(1) 交付期間

令和8年8月6日（木）から令和8年8月25日（火）まで（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

上記4の場所及び「電子調達システム」において交付する。なお、電子メール等の方法により交付を希望する場合は、上記4に問合せをすること。

6 提出書類の提出方法、提出期限及び提出場所

(1) 提出書類

ア 見積書

イ 令和7・8・9年度法務省競争参加資格審査結果通知書(写し)

ウ 暴力団排除に関する誓約書(役員等名簿添付)

誓約書を提出しない場合、虚偽の誓約書を提出した場合及び誓約書に反することとなった場合の見積書は無効である。

(2) 提出方法

電子調達システムによる提出、持参又は郵送による提出で行うものとする。

(3) 提出期限

令和 8 年 8 月 2 6 日（水）正午まで

(4) 提出場所

上記 4 のとおり

7 見積合わせの日時

令和 8 年 8 月 2 6 日（水）午後 3 時（非公開）

8 見積書に記載する見積価格

(1) 電子調達システムで提出する場合

電子調達システムにて入力する見積価格は、消費税及び地方消費税を抜いた合計金額を入力すること。

なお、契約締結時に納入場所（請求先）ごとの金額を明記した見積内訳書を提出するものとする。

(2) 紙で提出する場合

見積金額は、総価で記載し、消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載すること。

なお、消費税及び地方消費税は納入場所（請求先）ごとに計算し、1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

また、見積内訳書（様式は任意）を必ず添付すること。

9 見積りの無効

本公示に示した参加資格のない者が提出した見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

10 契約保証金の納付

なし

11 契約書又は請書の作成の要否

要

12 その他

(1) 見積書作成及び提出に係る費用は、全て参加者負担とする。

(2) 支出負担行為担当官の都合により見積合わせを取りやめることがある。

(3) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限る。

(4) この公示に示した作業を履行することができると支出負担行為担当官が判断した者であって、予算決算及び会計令第 7 9 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積書の提出を行った者を契約の相手方とする。

(5) 電子調達システムに関する問合せ先等

ア 電子調達システム操作上の手引き書として次に掲げるファイルを調達ポータルサイト上において公開しているので、参考にすること。

(ア) 電子調達システムの利用開始方法

(イ) 電子調達システム操作マニュアル

(ウ) F A Q ・ お問い合わせ

イ 障害発生時及び電子調達システム操作等の問合せ先は以下のとおり。

調達ポータル・電子調達システムヘルプデスク

電話 0 5 7 0 - 0 0 0 - 6 8 3 （受付時間は午前 9 時から午後 5 時 3 0 分まで。ただし、国民の祝日・休日、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までの年末年始を除く。）

F A X 0 1 7 - 7 3 1 - 3 3 5 2

調達ポータルサイト <https://www.p-portal.go.jp/>

ウ I C カード不具合等発生時

発行元の認証局に直接問い合わせるものとする。

各認証局の連絡先は、「電子調達システムの利用開始方法」を参照すること。

エ 見積参加希望者が電子調達システムで書類を送信した場合は、同システムから送信される通知書及び受付票を確認すること（内容及び通知の時期については「電子調達システムマニュアル」参照）。

以 上